藤 農 第 9 3 0 号 令 和 6 年 12 月 27 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

藤枝市長 北村正平

	市町村名 (市町村コード)	藤枝市					
		(22214)					
ſ	地域名 (地域内農業集落名)	葉梨					
		(西方、北方、中ノ	合、花倉、横見、上川、中田、時ケ谷、上藪田、中藪田、下藪田、高田)				
Ī	協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年12月				
			(第5回)				
	協議の結果を取りまとめた年月日						

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
 - 〇農地は傾斜地と平地に大別され、傾斜地では茶、みかん、たけのこ、平地では水稲、トマトやイチゴ、イチジク等の施設栽培を主体として営農している
 - ○西北地域のみかんはニュージーランドに輸出している。
 - 〇区画の面積が小さい水田が多い。
 - ○営農者の高齢化により離農が進んでいる。
 - 〇分散している「担い手の農地」を集約していく必要がある。
 - 〇畑作では、季節ごとに多品種の野菜・果実が栽培され、農産物直売所で販売されている。
- (2) 地域における農業の将来の在り方
 - ○担い手に農地利用を集約していく。
 - ○水田を整備して、地域の担い手を中心に守っていく。
 - ○葉梨の地域ブランドとなるのみかん栽培を、改植や耕作しやすく園地の流動化を図り、次の世代に引き継ぐ。
 - 〇耕作放棄地に対して、地域で環境の悪化をカバーできる仕組みづくりを検討していく。
 - 〇地域の多様な農作物を利用した6次産業化を推進する。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区	或内の農用地等面積	740 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	740 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

- (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)
 - 〇農業振興地域内の農地を基本とする。
 - 〇住宅地周辺の介在農地については、周囲に暮らす方が望む居住環境との調整を図りながら、農地利用を継続する。
 - 〇傾斜地の農地で、過去に茶園やミカン園であったが、現状は荒廃しており、耕作再開が不可能な農地は対象区域から外していく。
 - 注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

	農業の将来の在り方に向けた	農用地の効率的かつ総合	·的	な利用を図るた	めに	こ必要な事項							
	(1)農用地の集積、集約化の	1)農用地の集積、集約化の方針											
	〇中間管理事業を活用して、耕作 ・	作者と耕作地、栽培品目が効]率	的になるように、st	シナ	入れ意欲のあるオ	旦い	手に集約してい					
	く。 ┃○新規就農者の育成において、⅓	地域は県 市 JAと連携して	京	#農しやすい環境を	を整	える。							
	〇初7505000 E C C C C C C C C C C C C C C C C C	20次16次で行くの心と足別して	、 ///	心及してアリススの	<u>- 1</u> E	/L 0 0							
	(a) the left 1 BB for 70 Molth a 27 FT												
	(2)農地中間管理機構の活用方針 ○○農業委員会やJAと協力して、規模縮小や離農を検討している農家及び農地の情報や、受け手となる担い手の情報を集												
	OO展集安員会やJAと協力して、規模縮小や離展を検討している展象及び展地の情報や、受け手となる担い手の情報を集 約する。												
	〇農地バンクの利用について、相談窓口や手続きなど詳細がわかるチラシ等を作成し、農地所有者に共有する。												
	(3)基盤整備事業への取組方												
	〇整備が進められている農道整		道(1,004m、765m)、	t=&	か他(2カ所)を効果	果的	に活用する。					
	○効率的な圃場に向けた新たな	.冉金順を進める。											
	(4)多様な経営体の確保・育用	 成の取組方針											
○静岡県農業振興公社の持つ、地域内及び近隣市町や県外の担い手の情報提供により、多様な経営体の確保を図 ○新規就農者に対して、県、市、JAは充分な指導体制を確保するほか、初期投資の支援について検討する。													
							する	, ,					
	 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針												
	〇農作業等の請負について、JAが窓口となって請負組織・団体についての情報を収集、整理する。												
	〇収集、整理した担い手の情報について、農地所有者や高齢の耕作者に情報提供をしていく機会を作る。												
	以下任意記載事項(地域の実	 ミ情に応じて、必要な事項を	と選		を訂	己載してください)						
	☑ ①鳥獣被害防止対策 ☑	②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業	✓	④畑地化·輸出等	✓	⑤果樹等					
	☑ ⑥燃料・資源作物等 ☑	☑ ⑦保全・管理等 [√	8農業用施設		9耕畜連携等		⑪その他					
	【選択した上記の取組方針】												
		, , カモシカ、カラス、ヒヨドリ	等(の鳥獣害対策を進	₩	<u>გ</u> .							
①イノシシ、シカ、サル、ハクビシン、カモシカ、カラス、ヒヨドリ等の鳥獣害対策を進める。 ②有機栽培農地と慣行栽培農地のゾーニングや有機栽培農地の団地化に向けた地域の話し合し							続し	ていく。					
	③イチゴなどの施設栽培などに、 作業の実情について、安全性や												
	4 販売利益が上がる栽培手法な												
	い農産物の栽培やブランド化を進	進める。	න්රි .										
	⑤平地でみかんを栽培できるよう。 843、イエデザは第の佐部、35.世			チジクなどのブラン	ド化	とに向けた取組を	進め	る。新たに取り					
	組むイチゴ栽培等の施設・設備を ⑥燃料費の高騰による負担を軽		ς,										
	⑦地域ぐるみで農地、水路、農道		۲١.	て、検討する(多面	的	機能支払交付金)	。耕	作放棄地の抑					
	制・管理方策として、市民農園化を進める。												
	⑧圃場整備に合わせ、農業用施設を改良し、用水の安定供給と管理の省力化を図る。												